備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○外務省告示第四百十四号

アメリカ合衆国大統領の来日に際し、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、次の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

令和七年十月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

一　東京国際空港周辺地域

期間	地域
令和七年十月二十七日から令和七年十月二十九日まで	東京都大田区　羽田空港一丁目 羽田空港二丁目 羽田空港三丁目 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

二　皇居周辺地域

期間	地域
令和七年十月二十七日から令和七年十月二十九日まで	東京都千代田区　皇居外苑、丸の内一丁目（一番）、霞が関一丁目（一番） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

三　迎賓館周辺地域

期間	地域
令和七年十月二十七日から令和七年十月二十九日まで	東京都千代田区　紀尾井町四番から七番まで、麹町六丁目 東京都港区　元赤坂一丁目、元赤坂二丁目 東京都新宿区　四谷一丁目、若葉一丁目（十番から二十四番まで）、若葉三丁目、南元町 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

四　オークラ東京周辺地域

期間	地域
令和七年十月二十七日から令和七年十月二十九日まで	東京都港区　赤坂一丁目、虎ノ門一丁目（二番）、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目（一番から七番まで）、虎ノ門四丁目（一番から三番まで）、虎ノ門五丁目（一番から六番まで）、六本木一丁目（一番から七番まで、九番及び十番） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

五　赤坂プレス・センター周辺地域

期間	地域
令和七年十月二十七日から令和七年十月二十九日まで	東京都港区　南青山一丁目（二十六番）、南青山二丁目（三十四番及び三十五番）、南青山四丁目（二十三番から二十八番まで）、南青山六丁目（三番から十一番まで）、南青山七丁目（三番及び八番から十二番まで）、西麻布一丁目、西麻布二丁目（一番、二番及び十七番から二十四番まで）、西麻布三丁目、西麻布四丁目、六本木六丁目（一番から十番まで）、六本木七丁目 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。